

司会（阿部主幹）

<開 会>

ただ今から、福島県総合計画審議会を開催いたします。
はじめに、福島県企画調整部長からごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

<企画調整部長あいさつ>

皆さん、大変お忙しい中、福島県総合計画審議会、今年度、第1回目となりますけれども、ご出席をいただきありがとうございます。

ご承知のとおり、間もなく大震災から1年6カ月ということになります。いまだに16万人の方々が避難を余儀なくされる、そういう生活が続いております。除染等も始まっておりますけれども、なかなか進まないということで、県民の皆様からもいろいろお叱りをいただいているところでございます。まだまだ本県の復興に向けては課題が山積でございます。そういう中で、総合計画を、大震災を踏まえて、全面的に見直すということで、今現在、検討部会を置いていただいて、作業を鋭意進めてまいりました。今日は、その中間整理案をお示しをするということになりますので、よろしく願い申し上げます。

復興への取組につきましては、ご承知のとおり、知事も先日ヨーロッパに行つてまいりまして、フランス、ドイツ、デンマーク、オーストリア等を回つてまいりました。その中で、再生可能エネルギーあるいは除染、県民の健康管理、そういうもろもろの問題等について、各国のさまざまな方々とお会いをし、さまざまなご支援、ご協力のお話もいただいているところでございます。

今後、これは県の復興計画にも打ち出しておりますけれども、福島県の復興は私たち福島県だけでできるものではございません。県内外の英知を集めて、世界の英知を集めて取り組んでいかなければならない、そういう問題だと思っておりますので、そういう方向で活かせる手だてを今後も考えてまいりたいというふうに思っております。

今日お示しする中間整理案の中では、人口の推計、既に新聞等で報道されておりますのでご承知かと思っておりますけれども、これまでの総合計画の中の人口の推計というのは、ご承知のとおり計画に示されておりますけれども、今回の大震災を踏まえて本県の人口をどういうふうに推計するのかというのは大きな問題でございました。国の機関では、先例がないということもございましてなかなか推計はできないということで、今回、2つのシナリオ、非常にうまくいった場合と非常に厳しい場合と、2つのシナリオをお示しするということでお諮りをしたいと思っております。

非常に厳しいシナリオの場合は、人口の減少が非常に大きな問題として立ちふさがつてまいりますので、私どもとしては、できる限りいいほうのシナリオに近づけるべく、さまざまな取組をしていかなければならないと考えておりますけれども、また、その視点で今日の中間整理案についてもご議論をいただければと思っております。

それから、今日は国土利用計画の見直しの案につきましてもお諮りをする
こととしております。総合計画審議会の皆様に、さまざまな課題についてご議論を
いただくという大変な願いをしておりますけれども、本県の復興に向けて貴重な
ご意見をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいた
します。

<会長あいさつ>

司 会

続きまして、福島県総合計画審議会の鈴木会長にごあいさつをお願いいたしま
す。

鈴木会長

改めまして、皆さん、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます
です。

いつもですと、ご多忙にもかかわらず、で済んだのですけれども、多分、それ
ぞれの方々の多忙の内容は、今までのような普通の多忙さとは違って、ある意味
では戦っているという感じの方々が多いのではないのでしょうか。本当に福島県、
1年半たちましたけれども、具体的に原発災害を受けているところでは、いつ戻
れるのかという見通しは依然として厳しいものがあるし、なかなか今後の復興の
見通しというものが立てられないでいます。

つい最近、私は双葉町の復興計画委員会に呼ばれまして、ようやく2回目が8
月の下旬にありました。1回目は7月でした。それまで復興計画というのは何を
立てることなのだろうということで悶々としておりましたけれども、2回目のと
きも、双葉町の復興計画は何をすることなのかということが町当局に問題提起が
できないというのが現実です。そういう中で復興を考えていかないといけない。

先ほど、部長さんのほうから、今回示されますけれども、人口推計の見通しを
二通り、一番厳しいシナリオ、全体的に人口減少がある中で人口推計を立てない
といけないというお話がありました。特に三陸海岸のほうに行ってみますと、も
う既に人口減少・超高齢化が日本全体の平均より先んじて進んでいるわけです。
ところが、そういう中で復興計画、高台移転だとか、あるいは防災集団移転とい
うものがどうなっているかという、今までの人口規模をそのまま移しかえたよ
うな高台移転だとか、壮大な公共事業をまた繰り返そうとしています。何でこん
なばかなことが起きるのだろうかという公共事業型の復興が、今、展開されよう
としています。ようやく最近、国交省が、こんな壮大なものをやって、今まで人
口が1万だったところを1万人の市街地をつくってどうするのかと、つくられた
ところには5,000人になっている可能性のほうが大きいのです。そういう中で復興
計画というものが公共事業型として一人歩きをしようとしている。もっと重要な
のは、今、被災地で実際に避難をして苦しんでいる人たちの毎日の生活の質をい
かに高めるかということを考えていかないといけない。どこかな変だなというこ
とがあったりします。福島県の総合計画がそうだと言っているわけではありませ
ん。

福島県の総合計画、昨年の場合には復興ビジョンの中でうたわれましたように、
原子力に依存しない社会をめざそうという、この点を復興ビジョンの中で確認を

しましたので、昨年は最低限、このことについて修正をさせていただきました。今回はもうちょっと県土全体の方向づけについて、今の状況を踏まえた総合計画の見直しを行うということになっています。

一方で、復興計画そのものも動き始めています。時期がたつにつれて、当時考えた復興計画だけでは十分な展開が見られないかもしれない、これも逐次見直しをしていかないといけない。

さらにいうと、今日、2番目の議題としてあります国土利用計画というものがあります。毎年、ある意味では粛々と国土利用計画をこの議論に付しておりましたけれども、今、福島県土のかなりの比率を占める森林、そういうところが、放射能汚染で、これをどうするのか、除染をどうしたらいいのかということで苦しんでいて、おいそれとは見通しが立たない中で、この国土利用計画が暫定的に数年間、ある意味ではどうするかということで、この利用の仕方、あるいは危機におけるマネジメントをどう考えるかということが国土利用計画の中でも大きな課題で、平常時のように、その都度新しい開発をしてきたときに土地利用計画に対する報告を済ませればよいという、こんな事情ではありません。そんなこともあって、国土利用計画の担当部局ともかなり議論をさせていただきました。

今日はその中間の提案をしていただくと、そんなことで、この異常時の中での開催になりました。皆さんそれぞれ日常的に、それぞれの各分野で戦っておられるというふうに思いますし、その中で、今回の総合計画や国土利用計画についてご意見をいただければありがたいと思います。

今日はよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

司 会

< 委員の変更報告 >

次に、今回、審議会委員に異動があり、2名の方が新たに委員に就任されましたのでご紹介申し上げます。

まず、福島県商工会連合会長の轡田倉治様でございます。

続きまして、福島民報社編集局長の佐藤光俊様でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

司 会

< 資料の確認 >

続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。

まず、一番上が、本日の次第、出席者名簿、席次表でございます。その次に、資料1番目といたしまして総合計画見直し検討部会における審議経過、2番目が総合計画改定中間整理案の概要版でございます。3番目が総合計画改定中間整理案でございます。4番目が国土利用計画見直し検討部会における審議経過でございます。5番目が国土利用計画の見直しの概要(案)でございます。その次に、参考資料といたしまして、復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について、でございます。

司 会

なお、以上の資料につきましては、委員の皆様には、事前に暫定版ということ

でお送りしていただきましたけれども、資料2番及び資料3番につきましては一部修正を加えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、国土利用計画関係の参考資料といたしまして、総合計画審議会委員用資料という青いファイルを配布しております。

以上のほか、参考といたしまして、福島県総合計画審議会条例、福島県総合計画審議会名簿、及び、総合計画見直し検討部会の設置について、をお配りしております。不足等はございませんでしょうか。

これ以降の進行は総合計画審議会議長にお願いしたいと思います。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

< 議 事 >

鈴木会長

それでは、ここから私が議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

恒例によりまして、まず、議事に先立って定足数の確認をいたします。

本日は、委員現員25名、及び今回のために特別委員2名、合わせて27名なのですが、今現在は18名が参加しておりますので、本審議会は有効に成立していることを確認いたします。

なお、皆さんにお配りの席次表の中には、橋委員が出席する予定の席次表になっているかと思いますが、直前になって、ご本人から都合が悪いという連絡がまいましたので、18名になっております。その点を追加してご報告します。

続きまして、議事録署名人なのですがすけれども、2名を選びたいと思います。私のほうから議事録署名人をご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鈴木会長

それでは、早速私のほうから議事録署名人をご指名申し上げます。

お一人は、鈴木幸男委員、もう一人は、瀬田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速それでは議事に入ります。議事の1番目、「総合計画改定中間整理(案)について」であります。2月9日に開催された総合計画審議会において、総合計画見直し検討部会を設置いたしました。塩谷委員を部会長として、私を含めて10名の委員に部会委員になっていただきました。

その後、4月から8月の間、合わせて5回にわたって部会を開催してまいりました。総合計画の見直しについて鋭意審議を行い、8月29日の第5回部会において中間整理(案)を取りまとめたところです。

本日は、お手元の「総合計画見直し検討部会の設置について」の5に従って、塩谷部会長から審議経過などについてご報告をお願いしたいと思います。

塩谷さん、よろしくお願いいたします。

塩谷部会長

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。簡単ですが、私のほうからこの間の審議経過についてご説明をしたいと思います。

月に1回ずつのペースで、5回の部会を開催いたしました。進め方としましては、事務局から項目案という形で提示されまして、それをめぐって意見交換を行

う、さらにそれが文章案となって出てきたものについて意見交換を行うと。部会、それから審議会委員の皆様からは、大所高所からのご意見であるとか、細かな字句修正含めて、数多くのご意見が出ました。そうしたものが反映されて今回の中間整理案という形になっております。

この部会を進めていくときに一番悩んだといいますか苦労したのが、総合計画と復興計画の相互関係であったかなというふうに思います。この2つの計画のすみ分けであるとか連携をどういうふうにとっていくのかというあたりが、後で具体的なお話があるかと思えますけれども、一番苦労したところであります。

各会の内容について簡単にご説明したいと思います。

第1回、4月24日の部会では、この総合計画を見直す際の視点について確認を行い、それから、第1章と第3章の項目案が示されて議論を行いました。これは、例えば委員の方から、今まで七つの生活圏に基づいた県づくりを進めてきたが、震災と原発事故の被害状況を見ると、生活圏間の連携が有効に働いたのか疑問である、検証が必要であるというようなご意見が出されました。それに対しては、例えば、この後ご覧いただきますが、福島の特性の(2)多極分散型県土構造において、交通基盤、情報通信基盤、医療・福祉などさまざまな分野においてさらなる整備と利活用の必要性が明らかになりましたというふうに具体的に手直しをしていったということであります。

その後、5月14日に、浪江町の現地調査を実施して、そして、5月29日に第2回の部会を開きました。このときには、前回出された項目案が文章案という形で出てきて、それをめぐってさらに議論を行いました。

その際には、例えば避難者の帰還について、約3分の1の住民が帰還を希望しない意向との浪江町の調査結果も出ています。帰還以外の選択肢も含めた方向性を盛り込むべきではないかという意見が出されました。

そこで、これを受けて政策分野別の主要施策、人と地域(6)避難地域の再生・避難者の生活再建というところにおきまして、帰還を希望しない避難者の支援について記載を加えたということを行いました。

そして、次の第3回、6月14日の部会では、第2章、30年後の将来像というものが示され、そして、さらに第3章について詳細に検討していったということでもあります。

ここでは、例えば若者世代が流出する中で、県内の高等教育機関等で学ぶ学生等への本格的な支援が必要ではないかといったご意見が出されました。そういったものを政策分野別の主要施策、人と地域(2)において、避難地域などの学校に関する取組、さらには活力の(4)雇用・産業の人材育成において、産業人材の育成・能力開発に関する取組を記載するというようなことを行いました。

第4回が7月24日に行われまして、ここでは新たに第4章の地域別の主要施策についても提示がなされました。このときには、例えば再生可能エネルギーについてでありますけれども、地域づくりとのかかわりの度合いが薄いのではないかと、もう少し、経済・雇用との関連を盛り込むべきではないかというような意見が出され、それを受けて、活力の(3)再生可能エネルギーにおいて、再生可能エネ

ルギー関連産業の集積・育成を図るとともに、県内経済への波及効果を高め、雇用創出を図りますというような記述に手直ししております。

第5回が、今回の審議会の前の最後の部会ということですがけれども、このときに全体の資料が出されまして、もう一度、総合計画にかかわってのご意見もいただいたということでもあります。

4月以降、数カ月になりましたけれども、かなり毎回の部会、半日ぐらいをかけたしまして、相当集中的な審議をしました。それでもなおかつ、まだ詰め切れてないところであるとか、あるいは未熟なところがあるかと思えます。この後、事務局のほうから説明をいただいて、この審議会でご意見をいただければというふうに思っています。

私の話は以上でありまして、今後のスケジュール、それから中間整理案については事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木会長

ありがとうございました。

では、続いて事務局のほうから、中間整理案の内容と今後の進め方についてご説明ください。お願いします。

復興・総合計画課長

復興・総合計画課、松崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の2と3を出していただきたいと思えます。資料3の厚いのが、今ほど会長からも紹介ありましたけれども、現時点で取りまとめた計画の全体ということになります。部会の都度、部会のメンバー以外の審議委員会の委員の方々にも送付をさせていただいておりますので、見ていただいたかとは思いますが、全体で250ページを超えるような大きなものになりまして、結果として現行計画よりも大分厚くなってしまっております。理由としては、グラフだとか図だとか、わかりやすさを考えて少し入れたということもありましてそういうふうになっているのかなとは思っています。

今日はこれを使って説明すると長くなってしまいますので、概要版をおつくりしました。その概要版のほうで説明をさせていただきたいと思えます。資料の2ですが、その薄いほうを見ていただきたいと思えます。

それでは資料の2、総合計画の改定の中間整理案の概要版を見ていただきたいと思えます。

まず1ページを開けていただきまして、「はじめに」というところがございます。まず、今回の計画改定の趣旨であります。四角の中、下から2行目になります。今回の災害から本県の復興・再生を図り、県民が将来に夢と希望を持てるようなふくしまをつくっていくために計画の全面的な改定を行ったということでもあります。もう少し具体的に見ますと、総合計画に復興の視点から計画を盛り込む、復興計画を反映させるという見直しをしているということでもあります。

計画の期間でありますけれども、来年の2013年、平成25年度を初年度といたしまして、平成32年度までの8カ年計画ということでもあります。この8年ということに中途半端さを感じる方がいらっしゃるかと思えますけれども、この8年の意味は特にありませんで、この前につくっている復興計画が23年から10年間ということ、平成32年までになっております。この復興計画と終期を合わせたと

ということで8年というふうになっております。

計画の特徴といたしましては、ふくしま全体の指針となる計画ということで、県政全体の分野をこの中の対象にしているということ、さらに、先ほども言いましたけれども、今回の震災・原子力災害からの復興・再生に向けた施策を特に反映した計画になっているということが特徴になります。

計画の構成でありますけれども、第1章で「ふくしまの特性と時代潮流」ということであります。将来の姿を描く際の基礎をここで共有するというので、先ほど部長や会長から話がありました人口と経済の展望がこの1章にあるということです。

それから、第2章ということで「ふくしまの目指す将来の姿」、基本目標と将来の姿をここで書きます。それから、第3章が県全体の「政策分野別の主要施策」ということであります。取組の方向性、それから主要施策、政策の達成度合いをはかる指標について、この3章で書いています。それから第4章は「地域別の主要施策」ということでありまして、第3章で挙げた施策のうち、それぞれの地域に特色のあるものをそれぞれの地域ごとに選んで、第4章のほうに地域別主要施策として載せている。それから第5章は「計画の推進のために」ということでありまして、進行管理だとか、この計画を重点的に進めるべきものということを整理をしています。こういうつくりになっております。

2ページ、3ページをお願いします。まず左側の2ページが第1章でありまして、「ふくしまの特性と時代潮流」で、まず最初に「ふくしまの歴史」ということであります。歴史でありますので、今の計画とは基本的に変わっておりませんけれども、丸の2つ目、今回の震災の発生により歴史的な転換期にあるというようなことがつけ加わっております。それから特性であります、多極分散型で発展してきたというようなこと、それから、首都圏との結節点にあるというようなこと、それから豊かな自然や地域資源があるということ、ゆとりある生活環境と温かな県民性が息づいている、そういうようなことを特性としてまとめております。

それから時代潮流でありますけれども、まず、人口減少・高齢化ということで、日本全体がこういうふうにならなっているわけなのですが、特に福島県としてこの震災以降、今、急激な人口流出の状況にあるということをもとめております。それから、少し飛びますけれども丸の4つ目で、原子力災害に対する関心の高まりということで、今回の原発事故が本県の最大の課題になっているというようなところをもとめております。

次が、「ふくしまの人口と経済の展望」ということであります。今回、なかなか試算を出すのが難しいということで、先ほどの部長のあいさつにもありましたように、2つのシナリオをつくっています。原子力災害を原因とする人口流出や経済の停滞が止まるということと今後も継続してしまうという、この2つの場合を想定して試算値に幅を持たせているということであります。これについては少し具体的に見てもらいたいと思いますので、厚いほうの資料3の32ページをご覧くださいと思います。

「ふくしまの人口と経済の展望」というところでありまして、人口や経済がど

んな方向に向かっていくのかということについては、今後の施策の方向を決めるにあたって参考にすべきという考え方から、人口、経済、経済といってもこれは県内総生産を出しているわけですが、これを試算しております。これについては現行の計画も同じであります。

まず、人口であります。いいほうと悪いほうと2つの見通しを示して、この間で本県の人口が推移するのではないかとこの予測をしているということでもあります。

まず、いいほうの条件がシナリオAというところであります。来年の4月以降、原子力災害を原因とする人口流出は抑制されるということで、今現在、少しずつ少なくなっておりますけれども、まだ数百人の単位で人口が減っております。これが、来年の4月以降、原子力災害を原因とする人口流出は止まるというのが一つの考え方です。それから、その次でありますけれども、事故後、来年の4月までの間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転してしまった方がいらっしやいます。この方々が今後8年間の間に全員も戻ってくるという考え方。それから3つ目、これは来年の4月以降、今までもあったいわゆる社会減、就職などを原因とする人口流出が、いろいろ今後は産業振興策などをやるので、その効果もあって、震災前の減少数が半分ぐらいに今後はなっていくのではないかとこのようなこと。それから、出生数は国のほうで示しているちょうど真ん中ぐらいのものをとったというような考え方で出したのがシナリオのAです。

それからB、これは悪いほうであります。今後も長期間、原子力災害を原因とする人口流出が今と同じように続いてしまう、今後30年にわたってずっと続いていってしまう、こういうことはあり得ないと思っておりますけれども、そういうものです。それから2つ目が、原子力災害を原因として県住民票を移転した人口が一人も県内に戻ってこない。それから、県内に住民票を残したまま県外避難をした被災者が全員県外に住民票を移転してしまうということ。それから3つ目、いわゆる社会減については今までどおり、震災前と同じ、それから、出生数については国の見込みの中で一番低いものというようなことで、2つのシナリオをつくりまして試算をしました。その結果が33ページの表になっております。

これは既に報道で出ておりますのでご覧になったかと思いますが、一番上が震災前に国のほうで福島県に対して試算をしたものであります。平成19年5月に人口問題研究所が出したものです。これでいきますと、平成32年の10月、2020年、この計画の期間終了のところでは、190万人ぐらいいるだろうというふうなことです。現在の計画、21年の12月で試算をしたときでありますけれども、そのときは約188万人ぐらいになるだろうというようなことになっております。

今回のシナリオA、これで試算をした結果が32年の10月、188万6,000人ということでありまして、現在の総合計画で出している数値よりも若干多くなっているという状況であります。悪いほうのシナリオBで試算しますと173万5,000人というような数字になります。さらに、そのままの傾向でさらに20年たつとどうなるのかというのが一番右側でありまして、シナリオAだと155万8,000人、これが新聞で書かれたところであります。それからシナリオBの悪いほうでいく

と122万5,000人ぐらいになってしまうということで、約76万人も減ってしまうのではないかとということであります。

それをグラフにしたものが35ページでありまして、平成26年の10月以降、網かけがかかったところの上に白いところがありますが、上のラインがシナリオAのラインで、下のラインがシナリオBのラインです。この白抜きになっているところ、この間ぐらいで推移するのではないかとというのが今回の試算です。

最後に書いてありますように、最悪の見通しを回避しつつ、最良のシナリオに近づくための施策展開を図っていきたいというのが考え方であります。

それから、36ページ以降が経済でありまして、経済に関しても2つのシナリオをつくっております。同じくこの2つの間で推移するのではないかと想定をしているということであります。

シナリオaのほうであります。この計画期間中、産業振興策などによる経済効果が見込まれる。それから、原子力災害の影響を受けた県内産業は復活をします。それから、避難地域にあっても生産活動が再開されて震災前の水準を回復するというようなこと。

それから悪いほうのシナリオbでありますけれども、計画期間中、産業振興策などによる経済効果はほとんど期待できない。それから、原子力災害の影響を受け続ける。避難地域では生産活動が再開されない。こういうようなシナリオをつくって試算をした結果が37ページであります。

上段が現在の計画で出した数値であります。下段が今回の試算結果ということですので。現在どういうふうになっているのかという想定が平成23年度のシナリオaと一緒にすけれども、6兆3,000億ぐらいということで、約9,000億円ぐらい、震災前から落ちているのではないかとというのがシンクタンクなどに相談をした結果、言われていることでありまして、ここを出発点にしまして、今のシナリオa・bで試算をした結果、平成32年度、いいほうでいきますと7兆8,000億ということあります。震災前、平成17年ぐらいに経済が戻ってきているのではないかとということあります。

悪いほうでいきますと、6兆8,000億ということで、これは22年、震災の直前よりもまだ低いというような状況ということあります。

このシナリオaでいきますと、23年以降、平均2.66%の経済成長をしないところはならないということなので、かなりハードルは高いのかなという気はしておりますが、そっちに向かって頑張っていかなければいけないのかなと思っております。

そのグラフが40ページであります。これも作り方としては一緒でありまして、上段がいいほうのシナリオ、下の線が悪いほうのシナリオ、その間で推移するのではないかとということあります。こちらも同じように、最悪の見通しを回避して最良の見通しに近づくために、今後いろいろな施策を打っていかなければならないと考えているということでございます。

人口・経済の説明は以上であります。

それでは、先ほどの概要版に戻っていただきたいと思っております。3ページになり

ます。第2章の「ふくしまの目指す将来の姿」というところになります。

まず、礎と3本の柱ということになっておりますけれども、現計画の基本に据えた柱立てであります。「人と地域」を礎にして、「活力」「安全と安心」「思いやり」という柱で県政を運営していこうということでもあります。震災から復興に向けましても、この「人と地域」「活力」「安全と安心」「思いやり」、この考え方がこれまでも増して重要になっているのではないかとということで、この考え方は現計画と同じということにさせていただいております。

今回の見直しにあたりましては、この柱立てを基本にいたしまして、22の政策分野を選定しているところであります。それから、基本目標につきましては現在検討中でありまして、下のほうの米印のところにありますように、温かな県民性、地域のきずなを守り育て、磨き上げていくことを基本としつつ、力強く復興を進め、原子力に依存しない社会を目指していくという施策全体の方向を示すような基本目標をつくっていきたいということでありまして、現在、ふくしまの未来に関して、小学生の絵画、中学生の作文を募集しているところでありまして、これらの中のキーワードなどを少し拾って、この基本目標を、この後、次の部会のときまでに検討させていただきたいというふうに考えております。

それでは4ページ、5ページをお願いいたします。今ほど申し上げました基本目標の下にぶら下げる22の政策分野ごとに、将来の姿を記述している部分であります。

まず、「人と地域」のところで、主なものをご説明申し上げます。まず、出産・子育てというところでは、子どもの笑顔と活気にあふれる地域社会になっているというような姿、それから6番、避難地域の再生・避難者の生活再建の視点では、放射性物質の除去が進行して、原子力に依存しない産業が集積しているというような姿。

それから、柱の1つ目、3番であります。再生可能エネルギーの視点ということで、再生可能エネルギーの研究と実用化が進展している、それから創エネルギーによる地域の活性化が進んでいるというようなことです。それから柱の2つ目、安全と安心のところであります。まず1番、健康づくり・健康管理の視点、原子力災害の不安から解放されていると。それから5番、原子力災害対策というところでは、県内全域が放射線から安全な地域になっていると。6番、大規模災害対策・危機管理体制の視点では、防災・減災対策が強化されている。柱の3つ目、思いやりのところでもありますけれども、2番、思いやりと支え合いの視点、生活や事業の再建のための機会の充実が図られている、こういう社会になっているというような将来の姿をここでは描いております。

6ページ、7ページです。6ページ以降が第3章、今説明をした22の政策分野ごとの主要施策をこの章では書いてあります。

まず、礎の「人と地域」のところでもあります。まず1番、出産・子育てでは、安心して出産できる環境づくり、周産期医療に関する取組などが記載されております。安心して子育てができる環境づくりということで、子どもの医療費無料化に関する取組などがこの中に入っております。

それから2番、教育のところであります。知・徳・体のバランスの良い育成と、生き抜く力をはぐくむ教育を進めるところであります。東日本大震災を踏まえた教育に関する取組などが記載されています。

7ページの5、過疎・中山間地域ということで、今回、過疎・中山間地域の全体の話が のところにありますけれども、特に今回、奥会津地域の振興ということを経の柱の一つにこの中に盛り込ませていただいているということであります。

それから6番、避難地域の再生・避難者の生活再建というところであります。まず、避難解除等の区域における復興・再生の取組、それから として将来的に住民の帰還を目指す区域における復興・再生に向けた準備、それから の避難者の生活再建・事業再開支援を進めるといような3本の柱になっています。

8ページ、9ページをお願いいたします。柱の1番として「活力」のところであります。まず、農林水産業であります、安全・安心な農林水産物の提供を進めるといところで、放射性物質の検査体制、それから放射性物質の除去、低減化などに関する取組などが記載されています。

2番、商工業・サービス業のところであります。医療関連産業など、本県の再生の推進力となる産業の集積を図るといことでありまして、医療機器開発・安全評価拠点などを進めるとい記載がされています。

それから3番、再生可能エネルギーであります。再生可能エネルギーの導入拡大を進めるといこと、それから、再生可能エネルギーの研究拠点や関連産業の集積などを進めるといことなことです。

それから9ページの5番、観光・交流でありますけれども、国内観光・国際観光を入れております。本県のイメージ回復と観光客の誘致に関する取組などを進めるといことを入れております。

6番、交流基盤・物流基盤、いわゆるインフラのところでありますけれども、骨格となる道路網の整備と活用といところで、特に横軸といわれる地域連携道路の整備、生活圏内の道路の整備といものを盛り込んでいます。それから として、鉄道の復旧と基盤強化、今回の震災、昨年度の豪雨災害でやられました常磐線・只見線の復旧などをここに盛り込んでいます。

10ページ、11ページであります。まず、「安全と安心」のところでありますが、健康づくりといことで、今回の大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理を進めるといことで、県民健康管理調査などを盛り込んでいます。

2番、医療のところであります。浜通り地方の医療提供体制の再構築といことなことを盛り込んでおります。

それから4として日常生活の安全・安心、 であります食の安全・生活衛生の向上といところでは、放射性物質検査体制の整備などに関する取組などを盛り込んでます。

11ページ、原子力災害の対策といことなであります。 として、廃炉までの安全確保を図ります。 として原子力災害に関する正確な情報の発信に努めるといことで、モニタリングなどを盛り込んでいます。 は今最大の課題である除染

を効果的・効率的に進めるといふようなことを盛り込んでいます。として除染で出た汚染廃棄物などの適正な処理を進めるといふようなところを入れてあります。それからとして、復興のための研究開発拠点整備、環境回復のための研究開発の取組などを進めるといふ旨を入れております。

それから6の大規模災害対策・危機管理体制の中では、として防災・減災対策の強化ということで、防災教育・防災訓練などに対する取組、それからとして危機管理体制の強化、災害時の初動体制の整備、それからとして震災教訓の継承・風化防止対策などを進めるといふようなことを盛り込んでおります。

12、13ページをお願いします。「思いやり」のところであります。2の思いやりと支え合いのところの、人と人の絆の再構築ということであります。特に避難者の高齢者の生活支援、孤独死防止に関する取組などを入れております。として被災者の心のケア、これらに対する取組を盛り込んで下ります。

3番、自然環境・景観の保全、継承のところではありますが、生物多様性の保全というところで、災害の生態系への影響調査に関する取組などを盛り込んでいます。

それから、4として低炭素・循環型社会というところではありますが、省エネルギー・省電力対策ということで、それらに関する取組を盛り込んでいるところでもあります。

ざっと駆け足でご説明しました。復興に関する取組が盛り込まれていることがわかるかと思えます。これに合わせて指標でありますけれども、各政策分野ごとに項目をこの中で示しているところでもあります。今のところ、どういふものを指標にするかという項目だけを盛り込んでいるところでもありますけれども、今後、現況値を確認した上で、目標値を定めて設定をしたいというふうに思っております。して、次回の部会、それから審議会までに、各部局と調整の上、目標値を入れていきたいというふうに思っております。

それから、14ページ、15ページ、地域別のところではありますが、2つ目の四角、七つの生活圏に基づいた地域づくりということでもあります。丸の3つ目でありませけれども、現在の七つの生活圏というのは県民に浸透しておりますというふうに考えまして、当面は七つの生活圏を基本に地域づくりを進めるといふことは現行計画と同じようにしたいと思っております。ただ、3つ目の四角でありますけれども、生活圏を越えた機能の補完・連携ということ、先ほど部会長から、審議の中でこの生活圏を越えた連携が必要だという意見があったということ踏まえまして、七つの生活圏というものはあるのですけれども、それぞれを自己完結的に捉えるのではなくて、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持ちながら、県民の生活実態に対応した生活圏づくりを進める、東日本大震災を踏まえ、特に横軸による連携・補完の必要性が認識されているということでもありますので、そのように進めていきたいということでもあります。

それから、15ページが地域別の主要施策であります。先ほども申し上げましたけれども、第3章の政策分野別の主要施策に掲げる施策のうち、各地域ごとに優先順位などを決めまして、それぞれの地域ごとになるべく具体的な例を入れなが

らまとめたところであります。まず、このまとめ方としては、各地方振興局が管内の市町村、それから出先機関と意見交換の上まとめたものであります。それから項目がそれぞれの地域ごとに丸印で入っております。4つから6つということではつきがあるのですけれども、1つの丸の中に多くの施策を入れているところもありまして、項目数が多い少ないが内容の多い少ないというふうにはなっていません。ただし、相双地区に関しては、今回、最大の被害を受けているということもありまして、内容が他の地域と比べると大分厚いものになっているということがあります。

中を見ていただくと、安全・安心な地域社会、例えば生活だとかという表現がありますけれども、いわゆるこの中には除染だとか健康管理だとかいうことで、これは七つの生活圏すべてに入っております。それから産業の振興、特に再生エネルギーなどについては七つの生活圏はいろいろ、浜通りだと太陽光で、会津のほうだと水力だとか木質バイオマスだとか、それぞれの取組は違いますけれども、再生可能エネルギーを一生懸命やっというのは七つの生活圏ともに入っております。

それから、特徴的なものとしては相双地域の一番上で、避難者等に寄り添った生活の再建というようなところ、それから、丸を2つ飛ばして、原子力に依存しない産業の振興というようなところが他地域との違いというか、相双の特色ということになるかと思えます。

それから、いわき地区では一番下、浜通りの復興拠点地域としての整備促進ということで、報道でいろいろ避難地の生活拠点であるとか、仮の町とかという言葉がいわれておりますけれども、それらに対応するところを盛り込んでいるところが一つ特徴かなと思えます。

それでは最後のページ、16ページになります。第5章ということで、「計画の推進のために」というところでありまして、まず進行管理、2番でありますけれども、人口・経済動向については試算をしたわけですが、これについては毎年、どういう状況になっているかを確認したいと。それと、当然のことですけれども、政策分野別の主要施策及び地域別の主要施策の進捗状況は毎年点検・評価をしていく。それから、地域の声、地方振興局ごとに地域懇談会などを開いて地域の声も拾っていきたいということも盛り込んでいるところであります。

それから、3の部門別計画との役割、それと復興計画との役割ということなのですが、これも本体のほうを少し見ていただきたいと思えます。239ページからになりますが、第5章「計画の推進のために」ということであります。

これを開けていただいて、241ページの図を見ていただきたいと思えます。これが総合計画部門別計画と復興計画との関係を図示したものであります。まず、総合計画というのは、先ほども言いましたけれども、県政全体の政策分野にかかわって、理念だとか方向性だとか主要施策を定めるものとしています。それを受けて、具体的な施策や取組を示すものが各部局ごとに持っている部門別計画であったり個別計画であったりするというところで、これは右側の部分です。それから、

復興計画とはどのようなものかというのがもう一つありまして、全体の政策分野のうち、復興に関係するところを抜き出して、それには方向性だけではなく具体的な取組まで書くというようなことで、こういうつくりになっています。総合計画と復興計画は、復興に向けた理念だとか方向性だとか主要施策というところでは共通するというようなこと、それから、部門別計画と復興計画も具体的な取組というところでは共通するというようなつくりがわかるかと思います。こういう考えで今回総合計画をまとめております。それから、各部局においては部門別計画をまとめているというようなことになります。

それから、先ほどの概要版に戻っていただいて、5番目ということで「重点プロジェクト」があります。政策分野別の主要政策に基づく取組のうち、重点的に取り組むべき課題に対応すべく重点プロジェクトというのをつくりたいと思っております。当面は復興に向けた取組というのが非常に重要だということで、復興計画中に12個の重点プロジェクトがありますので、その復興計画の重点プロジェクトを総合計画の中にも位置づけたいということ、さらに、震災後の急激な人口減少が大きな課題であることを踏まえまして、人口減少・高齢化に対応するプロジェクトを1つ、この総合計画独自のものとして追加をしたいということで、番から番まで、総合計画の重点プロジェクトとしたいということであります。

番までが復興計画の中に入っているものがここにもう一回挙げられている、がこの総合計画独自のものとして追加されているということであります。

最後に、今後のスケジュールを説明させていただきたいと思っております。先ほどの資料1の裏面のほうを見ていただきたいと思います。

本日示しているものを中間整理案としてパブリックコメントに付したいと思っております。今日終わってから調整をさせていただいた上でパブリックコメントとして1カ月程度かけたいというふうに思います。そのほか、市町村に意見照会したいということ、それから、先ほど少し言いましたけれども、福島県の将来に向けてということで、小学生の絵画、中学生の作文を今募集しております、9月14日締め切りですけれども、これらの審査をして、それから地域懇談会、各地方振興局ごとに県民の意見を聞く場を設定したい。それから、第2章の「ふくしまの目指す将来の姿」の基本目標もこの間に検討したい。もう一つ、ここに書いてありませんけれども、先ほど言いました指標の目標値をこの間に設定したいということであります。

それから、10月は、今、この審議会と並行して議会のほうともこの内容について調整をしておりますけれども、議会からの申し入れということで意見をいただくということになっております。パブリックコメントやそれらの意見を踏まえまして修正をかけまして、今の中間整理案を改定素案というふうにしたいと思っております。それを見直し検討部会でもう一度見ていただく、さらにこの総合計画審議会で、11月の初めごろになると思っておりますけれども、見ていただきたいと思います。審議会ですとまとまりましたら知事のほうに答申をしていただいて、庁内でオーソライズして改定案ということにさせていただいて、12月の県議会のほうに審議を委ねるというようなことにして、議決後、12月末ごろに公表できるので

鈴木会長	<p>はないかなというふうに今のところ考えているところであります。</p> <p>長くなりました。説明は以上であります。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>概要版を中心に改定中間整理案についてご説明いただきました。一括して、今ほどの説明について、何か疑問やご意見があったらお寄せいただければと思います。どこからでも結構ですので、お気づきになった点があればお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>内容というより、一番最初に前提になるというか、認識をお伺いしたいのですが、福島第一原発あるいは第二原発の現在の状況をどういうふうに福島県は考えているのかということをお伺いしたいと思います。といいますのも、今、人口に関しましても経済に関しましても、あるいはこの試算に関しても、25ページには原発が収束あるいは避難解消と書いてありますけれども、原発が収束あるいは安定していなければ、すべてのものは出せないのかなという感じを持っていますので、その辺の認識、安定しているのか、不安定なのか、収束していないのか、しているのかという認識をお伺いしたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>一応、皆さんのほうからご意見をそれぞれお寄せいただいて、最初から強烈的なパンチがありましたので、少し考えていただきますので、いろいろご意見を一通りまずお聞きします。ほかのご意見で結構です。どうぞ、國井さん。</p>
國井委員	<p>私、この人口問題でいろいろ今説明をいただいたのですが、私の考えが違うかどうかわからないのですけれども、表現の仕方が私はよくないのではないかと思います。人口が最悪になるとか最良になるとかという、では、人口でそんなに県が悪くなるのか。最悪とか最良というような書き方というのはどうかなと私は思います。人口がいっぱいいるところは幸せなのかどうかということです。国だってそうですけれども、県だってそうです。例えば、日本で一番どこが幸せかといったら、石川とか富山とか、それから福井とか、人口が少ないですけれども県民所得も多いし、それなりに住みやすい地域というふうに表現されています。人口がこれだけ減ると最悪になるのですかとかということになると、人口の少ないところに住んでいる人は不幸な人になってしまうのではないかと私は思います。人口が少ないところの人がみんな不幸だとは思っていないと思います。福島県だってこれだけ減ってきたら不幸になるとか最悪だということは全くないと思います。人口に合わせた県土づくり、人口に合わせたこれからの計画づくりが私は必要なのではないかと思います。</p> <p>この前の委員会のときも言ったのですけれども、ものをつくるときにはやっぱり計画があって、そこにものがつくられたならいいけれども、計画がないところにつくられるとパニックになります、町とか村とかそうなのです。最初に工場をつくって、道路をつくっていないから、交通渋滞でどうにもならないと。それと同じで、この件は、「不幸にして」とか「最悪の見通し」「最良の見通し」ではなくて、地域に合った県土づくりはどうあるべきかというふうにしていかないと、要するに会津のほうの人たちは最悪のところに住んでいて最悪の人なのだというふうにいわれるのではないかと、私の主観なのですけれども、そう思います。</p>

鈴木会長	<p>どうもありがとうございました。後ほど意見交換しましょう。</p> <p>ほかの意見も続けてお願いします。</p>
<p>庄條委員 (代理：長島様)</p>	<p>國井会長と若干受け止め方が異なるのですが、私はやはり、人口が減少するということは、今回の推計を非常にショックに受け止めております。やはり、人口が減るということは、地域活力、経済等々にやはりある程度の相関関係はあるのかなと思っています。問題は、量的なところだけではなくて年齢構成です。これも重要な要素になりますが、いずれにしても、高齢化が進む、減っていく、両方一緒の部分があれば、やはり福島県の活力がマイナスのほうに行くのだらうなと思っています。</p> <p>したがって問題は、この推計は新聞、民友さん、民報さん、どちらでしたか、社説論説でも書いてありましたように、しっかりとこの辺の意味合い、國井会長の述べられたような意味合いもよくよくきちんと伝えていかないと、県民のマインドがマイナスになってしまったり、あるいは県外各企業等々が、これはそれだけの活力しかない、よって企業進出を控えるとか、その辺のメッセージをきちんとしていかないといけないなというのがあります。</p>
鈴木会長	<p>これは推計ですからいろいろ前提条件があるわけですがけれども、しっかり受け止めながら、こうならないような、ここにありますようにきちんとその辺、手を打ってもらわないと、もううちの福島県はだめなのかといったようになってしまっただけは困りますので、その辺、よくよくきちんとここで意味合いを伝えてもらいたい、同時にこうならないように施策を打ってもらおうと。</p>
渡邊委員	<p>また、質問なのですが、これは県全体だけで、七つの経済圏ごとにはこの推計はしておられるのかどうか。もし、しておられれば、より一体的に福島県の状況というのが見えると思いますので、その辺と、後ろにある地域別の施策とのかかわりは、しっかりと七つの経済圏が、相当、人口減少を念頭に置いたまともになっておりますけれども、推計を踏まえてこういうふうな整理をしているのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。</p> <p>以上であります。</p> <p>國井さんと長島さんと論争をしていただきたいのですがけれども、時間のこともありますので、後ほど事務局のほうの見解をお聞きすることにいたします。関連のご質問、ご意見でも結構です、ほかのことも結構です。いかがでしょうか。</p> <p>3つのことについてお話ししたいのですがけれども、まず、この相双地区の被害に遭っている方なののですがけれども、私の住んでいるところに仮設住宅がありまして、その方々、浪江地区の方なののですがけれども、相双地区の中で浪江の方が一番、そして人口も多い地区だというようなことを聞きます。そうした場合に、新聞には大熊町が2年は帰れないとかというふうな報道も流れていますが、浪江地区は10年帰れないのではないかとというふうにいわれたということを目にしたわけなのです。そうした場合に、この計画がちょうど2020年にあたる年が、震災からちょうど10年目の年になるわけなのなのですが、そういったことを帰還できる仮定で計画が進んでしまっているように思うので、そっくり帰れない地区、そういったところももう少しやっぱりいろいろなところで考えていかないとなら</p>

ないのではないのではないかというふうに思うわけです。先ほど、浪江地区の3分の1の方が帰還を希望しないというふうに、たとえ帰れても帰還を希望しないというふうなお話が出ましたけれども、希望していても帰れないのが10年というふうな話も聞いているので、そういったことはやっぱりもう少し考えていく必要性があるのではないかなと思います。

あと、もう1点なのですけれども、塩谷先生のほうから、部会において高校の教育のことが先ほどお話が出ましたけれども、私を感じるの、福島県で災害救助法が適用されているかされていないか、県民によってすごく格差が生じているのではないかなと私は最近感じるようになりました。ですから、教育に関しては、福島県全体を被災地として考えて進めなければ格差がこれから生じるのではないかなと思うのです。

というのは、例えば奨学金でも何でもそうなのですけれども、避難住民であれば奨学金が給付型になったりとかというふうになっているわけなのです。しかし、避難であっても、親は健在で職にちゃんと就いていたりするような状況であれば、子どもが給付型というのはちょっと、それはそれでいいのですけれども、反対に考えれば、災害に関係なく親がいない子ども、その子どもは今の生活が大変なわけですね。借りている子どもが将来返そうとしたときも自分の負担になります。それで、今も大変、一生やっぱりすごく貧困な生活に追い込まれるというふうな問題が生じてくるのではないかなと思うのです。それが、今言ったように、家がなくても親が健在であれば、職に就いていけば、金銭的なものは影響がないのです。しかし、その子どもたちは奨学金を借りることができ、それが給付型に変わるというのは大きな問題点がすごく私は感じているところです。だからやっぱり、教育に関しては、福島県全体を被災地とさせなければならぬということを感じています。

もう一つなのですけれども、この10月から子どもの医療費無料化が導入されることに、私は反対はしないのですけれども、すごく問題を感じることはありますけれども、貧困世帯、例えばひとり親家庭ですか、今まで18歳の子どもを持つひとり親家庭はこういったものは前から国として県として出されてきたわけです。しかし、この10月から子どもの医療費無料化が導入されて、ますます豊かな家庭と貧困家庭の格差がすごく広がる問題を感じています。

やっぱり、この取組を導入することはすごくいいことだと思いますけれども、本当に貧困な家庭に何かもっと施策や何か取組を考えなければならぬのではないかなというふうに思うわけです。豊かな家庭は、簡単にいってしまえば、今まで医療費として病院に行っていたときに出していたお金を出さなくていいわけですから、そうすればそのお金は別なものに使うと思います。例えば子どもの塾とかというものに使ったとすれば、大変な家庭は塾にもやれない、いろいろな問題が出てくると思います。健康であれ、教育であれ、生活であれ。そういったものを県全体として各部局で考えなければならぬ大きな問題だと私は思います。

よろしくお願いします。

ありがとうございました。

鈴木会長

鈴木幸男委員

原発災害によっていろいろな支援制度がある中で、モラルハザードの問題、本当にそれはいろいろなことがこれから出てくるのだと思います。後で事務局のほうでご説明をしていただくようにしましょう。あるいは、関係する部局の方にもコメントをいただくかもしれません。

もうお一方ぐらい何かあればお受けしたいと思います。では、鈴木さんのほうからお願いします。

資料の15ページ、概要版です。私はいわき市から参加させてもらっていますので、先ほどの説明で、いわき地区の4番目、一番下です。「浜通りの復興拠点地域としての整備促進」とあります。今後、仮の町ですか、当然ながらいわき地区に設けるといふ機運が高まっております。それで、一番大切なのは、いわき市長は分散型のような仮の町を考えたいと。一方で、ある市町村長さんが、それではまずい、やっぱり住民のコミュニティを一括してできるように集約的に仮の町をつくりたいと、意見が大変でございます。

それで、県で副知事が仲裁に入って調整しているというようなお話でございますので、ひとつリーダーシップをとっていただいて、これは重要なことですから、やっていただきたいと。

それから、今、いわき市で新しい病院づくりを決定いたしました。いよいよ予算と中身を詰める段階に入っております、仮の町ができたとすれば、医療とか介護、当然のことながら膨れ上がりまして、それを充実していかないと困るわけです。これも、予算、お金ですが、いわき市だけの財源で病院づくりをするわけですが、仮の町がいわき市に誕生した場合、住民が増えるわけですから、新しい病院の費用は県とか国もバックアップしていただくことになるのかなというふうなことを考えているわけです。

鈴木会長

そういったことで、介護・医療、これの充実を図っていくというようなことが、8年後、これから計画的に描いていかないとと思って発言させていただきました。以上です。

ありがとうございました。

復興・総合計画課長

それでは、まだあるかもしれませんが、ここでいったん、今まで5名の方たちから出されたご質問やご意見について、事務局のほうでコメントをいただければ、あるいは担当部局でも結構です。

まず、私のほうから何点かお答えをして、それから個別具体的、専門的な話については各部局のほうからお願いしたいと思います。

まず最初に、人口の「最悪」「最良」の表現ですね。確かに人口というのは活力の源になるのかなという価値観があるのはあったのですが、確かにここは「最悪」とか「最良」という価値判断を示しているような表現にしていますので、その表現については直ささせていただきたいと思います。あまり我々が価値判断をしないような表現にしたいと思います。減少がずっと続いてしまうのか、減少がどこかで止まるのかとか、そういうことを言いたかったのであって、いいとか悪いとかという意味で使ったわけではないので、そこは修正をさせていただきたいと思います。

それから高齢化とか人口減について、きちんとそうならない施策を打てということでもあります。そのあたりも書いてありますように、そういうふうにしたいと思っておりますし、今回、重点プロジェクトとして、人口減とか高齢化の対策について、県全体で考えて重点プロジェクトの中に盛り込みたいと考えておりますので、そこはこのようにしたいと思っております。

それから、七つの生活圈ごとに人口を出しているのかということでもありますけれども、そこまでは試算は今のところしておりませんが、出せといわれれば出ないことはないのですけれども、少なくとも相当、大まかにやった試算でありますので、あまり地域ごとでそれぞれ市町村ごとにと狭まっていくと、大分問題が大きくなるかなということで、出すつもりは今のところないのですが、無理やり出せといわれれば機械的に出せないことはないのですけれども、出すつもりは今のところないというふうに思っております。

私のほうから説明できるのはそのくらいかなと思いました。最後に、いわきの復興拠点の話であります。一応、どういうふうに今書いてあるかということ、厚いほうの 236 ページの黒丸の一番下のところにどういうふうに書いてあるか。「原子力災害によって避難している自治体、多くの避難者を受け入れている自治体、双方への人的・財政的支援を行います」と。さらに「避難者の新たな生活拠点づくり」、県ではこういう言葉を使っていますけれども、マスコミでは仮の町とかという言葉を使っていると思っておりますけれども、これについては、「避難自治体、避難者を受け入れている自治体双方の意見を聞きながら継続的に取り組む」と。それから、「当地域に拠点が設置される場合は、円滑に進むよう受入自治体を支援する」というような書き方になっておりまして、一応支援をするという方向性は出しております。今のお話はもう少し具体的な話になるかと思っておりますので、それは担当部のほうから、今答えられる範囲で答えてもらいたいと思います。

以上であります。

福島第一原子力発電所と第二原子力発電所の状況につきましては、県としてはやはり原子力発電所の事故、あるいは第二原子力発電所についても津波の被災をしたということは明らかでありまして、全体として事故は収束していないというふうになっております。

ただ、この総合計画については、2020 年まででさらに 30 年程度先を見通した計画ということもありますので、基本的にはそういう事故が収束をして、福島県全体が原子力災害からできるだけ解放される方向をめざすという前提のもとにつくっております。ただ、何を置いてもこの原子力発電所の事故の収束、あるいは我々が求めている廃炉とかそういうものができるということが大前提であります。また、なかなか進まない除染についても、進んでいくということが必要だというふうに認識をしております。

ということで、県としてはやはり、原子力の事故については収束をしていないというのが現状の認識でございます。

それから、浪江町を含めて長期に帰還ができないような地域が出てくるということで、そういうところも念頭におきまして、長期に帰還できない人、あるいは

場合によっては帰還を希望しない人、そういうことについても、検討部会の中ではその支援ということでご議論をいただいたところでございます。また、復興に重点を置いた復興計画も今後改定を予定しておりますが、よりそういう人たちに寄り添うような形、あるいは生活再建支援ということに取り組んでいきたいと考えております。

それから、奨学金の給付型、災害救助法適用、あるいは18歳以下の無料化ということで、18以下の無料化については将来に向けて安心して子どもを住み育てられる環境をつくるために福島県として思い切った施策を打ったところでございます。ただ、全体としていろいろな施策を打っている中で、もう少しここに重点を置けとか、当然ご指摘をいただいておりますので、全体としてやはり子育てとか教育とか、そういうところについてはさらに全体の目配りをしながらいろいろな施策を打っていききたいというふうに考えております。

それと、いわきの先ほどの新病院につきましては、先日もいわき市長と内堀副知事が、この新病院建設についても国に対して地域医療再生基金の拡充等の措置ということで、やはりいわき市だけの問題ではなくて、多くの避難者の方を受け入れている現状、さらには今後も双葉郡を中心に住民の方がお世話になっているということで、いわき市の医療自体が、あるいは介護について、いわき市だけの問題ではないという認識を県としても十分持っておりますので、いわき市と一緒に県の方もしっかりとした対策・支援をしていきたいというふうに考えております。

もう1点、避難中の拠点については、避難地域復興局のほうからお願いしたいと思っております。

では、復興局のほうでお願いいたします。

避難地域復興局でございます。

いろいろな名前の呼び方がございます。マスコミのほうでは「仮の町」という言い方もしております。国のほうでは「町外コミュニティ」という言い方もしております。県におきましては、包括的な概念といたしまして、現在、仮設住宅あるいは借上住宅で生活していらっしゃる方が、これから恒久的な住宅に移行されて安定的な生活を送っていただけるような、そのさまざまな過程をすべて含めて生活拠点という形で捉えてございまして、そういった意味から「避難中の生活拠点」という呼び方をさせていただいております。

この安定した生活を送っていただくための住宅等の整備、それから、地域のコミュニティをどうやって維持していくのか、あるいは受け入れていただいている方々の住民の皆さん方とどのようにコミュニティを新たに形成して生活を送っていただけるのか、そういうことも含めまして、これから受け入れ側の自治体、あるいは避難の自治体とともに協議を重ねていくこととしてございまして、さらには協議の前提となります避難住民の皆様方がどのようなご意向を持っていられるのか、これまでも市町村におきまして、それぞれ住民の皆さんにアンケートをとっておりますけれども、区域の見直しでありますとか、東京電力の賠償の問題等があまり状況が見えない中でのアンケートだったものですから、それが先日、

鈴木会長
避難地域復興局次
長

東京電力さんの賠償基準が一定程度示され、また区域の見直しも進んできているということで、改めて避難市町村のほうで住民の皆様方に意向確認のための調査を今現在、これからまたしようとしているところでございます。

そのような意向の結果も踏まえまして、それぞれどの地域でどの程度の住宅等の確保が必要となってくるのかということは今後詰めていくということで考えてございまして、例えば、それぞれ受け入れていただいている市町村にどの程度の規模で、あるいはどの程度の期間、そういう形で受け入れが必要なのかということに依りまして、規模が大きくなれば大きくなった分に見合った行政機能等の拡充も場合によっては必要になるかもしれませんし、その状況に応じて、場合によっては例えば公的な対応、制度的な対応も必要になってくるのかもしれない。

そのようなことについて、今後、協議・検討する中で、必要な対策等についても、国などにも要望していくということで考えてございます。

これらの受け入れ側の市町村、避難側の市町村との協議につきましては、県が前面に立ちまして、国にも入っていただいて協議をしまいるという予定でございまして、そのために、実は本日、県庁に部局横断的な長期の避難をされている方の生活拠点のためのプロジェクトチームというものを立ち上げをいたしまして、県全体としての体制を強化して今後進めていくこととしているところでございます。

どうもありがとうございました。

委員の皆さんからのご意見の中には、多分、この点は我々全体が十分整理できていないところがあるのですけれども、総合計画の見直しと復興計画の担うべきこととの役割分担というか、今、目の前にある現実から見ると、復興計画のほうで十分検討すべきことというような課題も皆さんからお示しいただいたように思います。

いずれこれは、事務局のほう、復興計画と総合計画の、この中にも図柄で示してありましたけれども、図柄だけでは何のことかなかなかわからないところがあるかもしれませんので、意見が出てくることを私は抑え込もうというわけではありません。しかし、出てきたご意見を、復興計画のほうではどう位置づけ、総合計画の中ではどう位置づけていくかということを検討していただくというのは必要なことですね。

あと2、3、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

2点ございまして、1つは、原子力に依存しない社会をつくり上げるというのは、それはそれとして進めなければならない課題だと思うのですが、もう一点は、福島県のエネルギー供給基地としてあるべき姿が、見ても、東京電力に今も供給され、水力発電、火力発電も動いているわけです。ただ、いろいろな意味で、自然災害も含めてということになると、県民からするとまた災害ということも懸念されるわけで、この現状あるエネルギー基地をどのように描くかということも一つ考えなければならない課題ではなからうかなと思います。

それとやはり、もう一つは、再生可能エネルギーを進めるのはいいですけども、しっかりとしたエネルギー政策、法案が組み込まれていないと、やはり生活

鈴木会長

影山委員

も産業政策もあいまいなままでは、当事者とすれば産業も進めないという、そういう課題に直面している、また今後も一つの課題となってくる。そういったものも、8年先、20年先、30年まで描こうということでもありますので、そういうことも計画の中では、どうあるべきなのかというエネルギー政策についての福島県の基本姿勢があってもいいのではないかなと思いますので、この点についてご意見として申し上げたい。

もう一つは、時代潮流の中で、人口減少・高齢化といううたい文句が出ていて、全国の併記がされているのですけれども、今、日本国内の高齢化率というのが23.3%だと思いましたがけれども、既に世界に類を見ない超高齢化社会を迎えている。福島県も例外なく超高齢化社会に直面しているわけであって、ここの高齢化の問題についてもう少し国全体の流れを入れて、福島の現況を入れてやったほうが、先ほどの話と少しずれるのですけれども、全体的な動きを見据えた上で福島ということを考えていったほうが、よりわかりやすいのではないかな。

もう一つ言えば、就労人口の減少も、2020年までに国内外450万人減ってしまう。こういったときに、高齢者の労働というものを求めていかないと就労は成り立たない、産業も成り立たない。こういうことからしても、国で言っているのは、人生今まで65歳だったけれども、人生95の社会像を描くなどという、そういう選択をしているので、福島県は90歳がいけるのかどうかわかりませんが、そういった新たな社会をつくり込むということ、これから10年先、20年先、30年先を描かざるを得ないというふうに思いますので、そこを少し、私は2点、組み込まれていたほうがいいのではないかなと感じていましたので、意見として述べさせていただきます。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

早矢仕です。

私は、原子力問題について、推進派とかそういう関係から言っているのではなくて、ここにもあるように、概要版の9ページに、雇用機会の創出・確保を図りますという観点を見たときに、やはり福島県は、原発で、ということはずいぶんない事実だったのです。ただ、今回こういう事故があってこういう騒ぎになったのですけれども、事故は事故として見て、同じ地震があって、実際に宮城の原子力はきちんと止まっているのです。ただ、報道には、事故があったことばかりを表現していて、実際にきちんと止まっている日本の技術の評価というのは全然表に出てこないのです。だからといって賛成とかというつもりはないのですけれども、そこを私たちが、福島県人が、もう一度冷静に見て、そこをきちんと勉強しないといけないのではないかなと思います。

そして、電気がなくなって高い電気を使ってしまうと、企業はどうしても県外、海外に流出するというのが、これは本当に痛い問題だと思います。まして、福島県の雇用を考えたときに、今まで本当にかなり原発に頼っていた部分はあると思うのです。その辺を勉強するというか、もう一度、冷静に、事故は事故でこっちに置いて、私たちが、福島県がもちろん勉強しなければいけない部分ではない

鈴木会長

早矢仕委員

鈴木会長

かなといつも思っていたのですね。実際に女川のほうでは止まっているこの技術、日本のこの技術を評価するという意味でも、私たちがもう一度ここで冷静になって考えるということが必要だと思いますので、雇用の面も含めて、産業の原子力がなくなる、福島県に雇用を独自に維持できるような体制というのとも考えていく必要があると思いますので、提言いたします。

ほかの方、よろしいでしょうか。

この第1議題でコメントをいただくのは最後の機会にさせていただきますが、よろしいですか。

庄條委員

では、先ほどの関連でご発言がありましたらお願いします。

(代理：長島様)

再生エネルギーの協議があったわけですが、このことにつきましては農業審議会のほうでも問題提起させてもらっているわけですけれども、後ほどご報告があります福島県の国土利用計画の中でも、原子力災害で当面利用できない土地について問題になっておりますけれども、要するに、農地について言うならば、食用を栽培するというのが基本なわけでありましてけれども、どうしても長期にわたってかなわないとなれば非食用とかという問題が出てくる。あとはバイオエタノールの原料というものがあるわけですし、この辺は、実際戻って、米なら米と、食べるものを早く戻って再開したいというのが基本的な願いなのです。しかし、どうしてもかなわないという地域があるのかないのか、あるとすれば、そのところはこういうバイオエタノールの利用とかという活用もある。一番だめなのは、やはり何もしないでそこを荒らしてしまうことでもありますから、そういった意味で、食用を生産したいという基本的な思いがありますので、非常にデリケートな課題でありますからなかなか議論が深まらないということがあるわけですが、この辺はもっと議論を深めて、同時に、バイオエタノールだけではなくて、風力、小水力もあるわけでもありますから、その辺を総合的に関連づけながら、当該地域については一つの再生可能エネルギーを主として再生していくのだという、負のイメージから正のイメージになるような構想というものも必要ではないかと思えます。その辺もう少し、議論を深めながら、何らかの形で総合計画の中に反映をさせていただきたいと思えます。

鈴木会長

今、3人の方々から、後半からご意見、ご質問を承りました。福島県が、そういうエネルギー供給基地としての姿は、例えば原発が収束したとしても、東電との関係でエネルギー供給基地になってどうなるのかなということも大変大きな課題です。それから再生可能エネルギーも、これは産業政策でいうと猛烈に進むかもしれないけれども、そのエネルギーが我々の生活を豊かにするためになるかどうかというのは予断を許さない。ものをどんどん買わせるようなことになってしまいう可能性もあって、新しいライフスタイルを実現するための再生可能エネルギーということと、新しいエネルギーを供給する産業として考えることとは、まず道筋が違うような気もしないでもありません。そんなことも含めて、ご質問、ご意見がありましたので、これについてはいかがですか。

企画調整部政策監

エネルギー供給が県として福島県が非常に貢献をしてきたということでありましてけれども、その一方で、原子力発電所の事故がありましたので、原子力に依存

しない社会、それから再生可能エネルギーの先駆けの地をめざすという県の大きな方針転換をしたところであります。再生可能エネルギーによって、2040年には100%県内の電気の需要を賄うという大きな目標を立てております。

当然、そういう大きな目標を達成することによりまして、その一方で県内には火力発電所もございますので、そういう部分については、引き続き東北地方あるいは首都圏に対して貢献をするというような形になるかと思っております。そういう意味で、再生可能エネルギーを新たに飛躍的に増やすことによって、福島県全体あるいは日本全体にエネルギー供給、一極集中型の基地という形ではないような形になるかと思いますが、そういうようなことを引き続き福島県として再生可能エネルギーを拡大すればできるのかなというふうに考えております。

その一方、再生可能エネルギーの拡大の部分で、大きく跳ね返ってくる部分、あるいは医療機関とかそういう安全の部分もございますので、そういう形できちんとまずは県民の生命とか安心というところも大切ですので、そういうところもきちんと見据えながらエネルギー政策については、この総合計画の中で書くかどうかは別ですが、引き続き検討して提言をしてみたいと考えております。

それから、原子力発電所にかわる、大きな雇用を生んでいたということで、それにかわる雇用を生み出していくということが、やはり非常に避難されている方、特に住居とともに仕事も失っている場合もございますので、そういう意味では、今後、生活の基本、やはり雇用が大切だということで考えておりまして、そういう雇用を生み出すことが何よりも大切だということで、大きな課題であります。今後しっかりと取り組んでいきたいと考えております。そういう雇用の一つとして、また洋上風力とかそういう再生可能エネルギーによる産業の拡大等も今検討しているところでございます。

いずれにしても、長島委員からもお話がございましたように、再生可能エネルギーを飛躍的に進めていく中で、あらゆる手段を導入しながらやっていきたいということで、今のところ考えているところでございます。

皆様のご質問に十分に答え切れていないかもしれません。今日、ご意見をいただいたもの、ご質問いただいたものを、先ほど、今後の予定のところでも示していただきましたが、9月から10月にかけて、パブリックコメントだったり、地域懇談会だったり、そういう時間をかなり集中的にやっていただいて、11月にもう一度、総合計画見直し検討部会に最終的にお諮りをして、多分そこまで皆さんの今日のご意見を事務局と一緒に部会長である塩谷さんと私とで、今日出た意見をどう受け止めるかという検討を含めて進めさせていただいて、次の総合計画審議会が11月になりますけれども、その場で皆さんの意見を受け止めた結果を発表させていただくという段取りで、事務局と私と塩谷さんのほうで今日ご意見を受け止めさせていただくということでご了解いただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。

また11月に、その結果、何を改定してきたのかということがあるかもしれませ

鈴木会長

鈴木会長

んけれども、そういうこともないわけではありませので、そんな段取りにさせてください。よろしくお願いいたします。

それでは、大きなレイアウトとしては、総合計画の見直しがこんな方向で進めてまいりますということが皆さんに示されて、これから鋭意修正をしながら最終版にしていくということで、進め方についてご了解いただいたということにさせてください。

1 番目の議題はこれで終わらせていただいて、2 番目の議題であります、この間、休憩を入れましょう。3 時 20 分に再開します。よろしくお願います。

(休憩)

(再開)

鈴木会長

皆さん、おそろいですね。それでは再開します。

本日の議事の 2 番目であります「福島県国土利用計画の見直し等について」であります。

これは今年の 2 月 9 日に開催された総合計画審議会で、国土利用計画見直し検討部会を設置いたしました。私を含めて 5 名の委員と 2 名の特別委員の方に加わっていただき、合わせて 7 名で進めてまいりました。その後、5 月から 8 月の間に部会を計 3 回開催し、県国土利用計画及び土地利用基本計画の見直しについて審議を行ってきたところです。

本日は、部会での審議経過並びに今後のスケジュール及び見直しの概要(案)について、皆様にご報告をさせていただきます。

部会長は私が務めさせていただいておりましたが、具体的な内容については事務局のほうから説明をお願いすることにします。よろしくお願います。

土地・水調整課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

県国土利用計画と土地利用基本計画の見直しにつきましては、現在、検討部会を設置して審議しておりまして、これまでの検討内容を審議会に報告し、審議をいただくものでございます。

委員会資料、青いファイルが皆様のお手元にあるかと思いますが、その参考資料の 2 に資料がございまして、検討部会の報告とその審議に関する記載がございしますので、よろしくお願いいしたいと思ひます。

それでは早速、資料 4 によりまして、これまでの検討部会の審議経過と今後の予定についてご説明いたします。

資料 4 をご覧ください。第 1 回を 5 月 31 日に開催いたしまして、2 つの計画に係る見直しの方針、さらに県国土利用計画のたたき台についてご審議いただきました。

第 2 回目を 7 月 27 日に開催しまして、県国土利用計画たたき台の文章案と項目案、土地利用基本計画の項目素案についてご審議いただきました。

第 3 回目を 8 月 31 日に開催いたしまして、県国土利用計画素案の文章案を中心

土地・水調整課長

にご審議いただきました。

これらの検討部会の中で、復旧・復興への取組が非常に大切であろうという点、あるいは除染対応が重要であろうという点、あるいは、当面利用できない土地に関する暫定的マネジメントが必要なのではないかという点、多々ご意見をいただいております、そういった点も踏まえて今後検討していきたいという内容でございます。

今後の予定についてでございますけれども、市町村や国への意見照会、あるいはパブリックコメントを踏まえまして、検討部会と審議会で今後審議いただくことを予定しております。

2つの計画の中間整理案、今回の総合計画で示した中身に相当する中間整理案につきましては、今後、10月下旬の検討部会と11月の審議会が予定されておりますので、その際に提出を予定しております。そういった点を踏まえまして、今後、来年の1月に答申をいただきまして、県議会の2月定例会に上程する予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

審議経過と今後の予定については以上でございます。

続きまして、資料5により、県国土利用計画と土地利用基本計画の見直しの概要(案)についてご説明いたします。

現在の第五次福島県国土利用計画は平成20年度の国の国土利用計画改定、さらに平成21年度の県総合計画の改定を受けまして、平成22年12月に改定しております。今回は東日本大震災と原子力災害に対応するため、さらに、今回、県の総合計画の見直しを受けまして、見直しを行っているものでございます。

そもそも、国土利用計画につきましては、青いファイルの最初の資料にもございますが、国、県、市町村、それぞれの計画がありまして、県計画は国の計画を基本とすることになっております。さらに、定める事項も法令で指定されているため、現在の計画の構成を踏まえて見直しを進めております。

それでは早速、資料5の1枚目でご説明したいと思います。下線がついている部分が新たに追加しようとする項目です。全体で4章構成となっております、まず第1章が「県土利用の現状と課題」、左から現状と課題の枠が並んでおります。右側に第2章の「県土利用の基本構想」の枠がございます。2枚目をご覧ください。第3章、「県土の利用区分ごとの規模の目標・地域別概要」が左側の枠で示されております。中央から右にかけて、第4章の「計画を実現するために必要な措置の概要」という項目がございます。全部で4章構成でお示しさせていただきました。

もう一度最初から、1枚目にお戻りいただきまして、最初から説明させていただきます。

まず第1章、「県土利用の現状」でございますけれども、2つ目の項目、「県土利用をめぐる基本的条件の変化」という項目がございますが、ここにおきまして、東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響という項目を加えまして、放射性物質による汚染による影響とか、当面管理、利用が出来なくなった土地が発生していること、そういった中身を加えております。

付随して、そのほかの項目でも、人口の県外流出、産業への被害があること、あるいは、新産業とか再生可能エネルギーへの期待が高まっていること、さらには防災・減災対策の強化が求められていることなど、そういった項目が大きな条件の変化として挙げられます。

3つ目の項目に「県土利用の現状」というものがございますが、ここには、津波による浸水被害があること、原子力災害により当面、震災前と同様に利用することができない土地が発生していること、そういったことを加えさせていただいております。

こうした現状を踏まえまして、課題の第1、真ん中の欄でありますけれども、視点1といたしまして復旧・復興・再生へ向けた土地利用を挙げさせていただいております。土地需要減少局面における土地の有効利用、さらには安全性の確保、食料・資源・エネルギー問題への対応等がその下のほうに並んでおりますけれども、これらについてはこれからの大きな課題ですので、震災後の状況を踏まえて記載したいと考えております。

次に、第2章、一番右側の枠になりますけれども、「県土利用の基本構想」ということでございますが、これは現状と課題を踏まえまして、県土の復旧・復興・再生に向けた適正かつ合理的な土地利用という項目を基本理念に加えまして、さらに基本方針の第一に、同じく復旧・復興・再生のための土地利用という項目を新たに設けさせていただいております。

迅速な復興に向けて土地の量的調整とか災害に強い県土づくり、これらはこれまでも取り組んでまいりましたけれども、さらにそういったものを進化させて復興を図っていこう、さらには、土地利用に大きな影響を及ぼしております放射性物質汚染を考慮しまして、除染対策とか避難状況、そういった状況を踏まえて的確に対応していくというような項目を加えて指針にしたいと考えております。その他の基本方針につきましては、それぞれ重要な項目ですので、震災後の状況を踏まえて記載を充実させたいと考えております。

基本方針の一番下の5番目に、「県土利用の総合的マネジメントの推進」という項目がございますが、その最後に「原子力災害により当面利用できない土地について、今後記載予定」という欄がございますけれども、これについては第4章でも同じ項目を設けておりまして、そちらのほうで説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をご覧ください。左側、第3章「県土の利用区分ごとの規模の目標・地域別概要」でございますけれども、県土利用の現況と過去からの推移をもとに、先ほど説明した第2章の基本構想の中身、方針を踏まえまして、利用区分間の調整を行った上で定めることとなります。基準年次は平成22年ということにいたしまして、目標年次は平成32年ということで設定したいと考えております。これは次回の中間整理案で示したいと考えております。

次に第4章「計画を実現するために必要な措置の概要」という項目でございますが、これまでの項目に復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進を加えて、迅速な復興を支える土地利用を推進していこうという考えでございます。

津波被災地におきましては、防災集団移転などの土地利用再編をワンストップで対応できる復興特区制度による復興整備協議会などの枠組みが既にできておまして、活用されております。原子力災害からの復旧・復興・再生におきましても、暫定的な土地利用も含めて除染やインフラ整備などに関する土地利用を円滑に推進していきたいというようなことで記載したいということでございます。

さらに、県の全般におきましても、生活基盤や産業インフラの復旧・整備、さらには新産業などの集積に関する効果的な土地利用の推進を目指すという項目にしたいと考えております。

特に、原子力災害からの復旧・復興・再生につきましては、検討部会におきましても、汚染面積のモニタリング、あるいは除染対策、暫定的土地利用について、時間的にマネジメントしながら進める必要があるのではないかとのご指摘がございます。当面利用できない土地を段階的に利用していく方法については、例えば地区の見直しとか、放射線量の多寡、そういった点でいろいろな取組がされておりますけれども、そういった各方面で取り組まれております取組、そういったものを取り入れていきたいと思っておりますが、県国土利用計画においても「県土地利用の総合的マネジメントの推進」という項目が従来からあります。これは、この表でいきますと一番右側の列の2番目の項目に「県土地利用の総合的マネジメントの推進」というものがございまして、ここで今ほどご指摘があった暫定的な土地利用のマネジメント、そういったものを書いていけないかということを考えております。

そもそも、県土地利用の総合的マネジメントという考え方の項目でございますけれども、これは所有者とか住民、あるいは関係機関、そういった多様な主体と連携のもとに適切に県土を管理していこうという考えでございまして、この考え方を当面利用できない土地の暫定的利用に関するマネジメントについて考えまして、次回の中間整理案までに何らかの形で提示したいと考えております。

現段階では、四角の書き込みということになっておりますけれども、鈴木会長さんが部会長さんをしていただいておりますので、いろいろご指摘をいただいておりますので、こういった形で取り組めるか、今、第3回目の検討部会が終わって、事務局としても取り組んでいる段階だということをご報告させていただきます。

その他の項目につきましても、必要な措置ということで、各方面の成果を取り入れて、極力書き込みたいと考えております。県総合計画の改定を受けて各部門別計画、いろいろ取組がなされておまして、そういった各方面の部門別計画の取組、そういった成果をいろいろな形で取り組みたい。例えば森林の件も書いておりますけれども、そういった点についても取り入れて、県土の有効利用、そういったことに努めていきたいと考えております。

以上が県国土利用計画の概要ということで説明させていただきました。

次に、福島県土地利用基本計画の見直しの概要、これは同じページの2枚目の右下の枠で囲った部分のことでございます。これは、県国土利用計画と土地利用基本計画、セットで今回2つの計画の見直しをやっておりますけれども、もう一つのほうの計画、土地利用基本計画の見直しの概要という案でございます。

まず、土地利用の基本方向につきましては、国土利用計画の見直し内容を盛り込みたいと考えておりますので、四角で囲んで示しております。2つ目の項目ということで、五地域が重複する場合の調整指導方針という項目がございますけれども、これについては従来どおり、無秩序な市街地拡散を抑制する「コンパクトなまちづくり」という考え方がございますが、そういったものを基本にしたいと考えております。

その中の(2)として「特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」という項目がございますが、ここにおいて、今回の震災・原発災害に係る特別な土地利用調整となる項目を挙げたいと考えております。ここに挙げさせていただいておりますのは、津波被災地域・原子力災害被災地域、それぞれ復興特区制度により土地利用再編に係る一元的な処理が可能だということで、この部分に記載したいと考えております。

県国土利用計画、さらには土地利用基本計画、両計画とも、震災・原発災害への対応ということで、これまで対応したことの無い課題に対して、今、検討部会でも検討いただき、今回、審議会でも検討いただくということで、各方面の意見を踏まえまして見直しに取り組んでまいりたいと思います。

概要説明は以上です。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

今、ご説明がありましたように、これまで県国土利用計画あるいは土地利用基本計画、これらはどちらかという今までの蓄積に乗っかって、それを修正していくというような、大きな作業としてはそういう性格が強かったと思いますけれども、福島県の今回の見直しはそれでは済まされない。先ほども総合計画のところでも何人かの方からあったように、森林だとか田畑だとか、そういうものの汚染をされたところの土地利用を今後どんなふうに進めていくのか、あるいは進められないのかということを含めて、福島県の国土利用計画は特別の重い課題を背負っている。その部分をきちんとマネジメントしていくというのが今回の県国土利用計画の見直しのどうも一番重要なところだと思いますが、その部分は今後検討していくと。これから検討していくことにならざるを得ないので、この段階ではそれは今後検討していく。ただ、項目としてはそれをきちんと頭出しをしようではないかというのが今回の説明になっております。これから検討していく原子力災害における、当面そういう土地についても、皆さんのほうで、もしご意見があれば承っておいたほうがありがたいなと思います。

これまでの2つの説明について、皆さんのほうからご質問やご意見を承りたいと思います。よろしく申し上げます。

2点ほどお願いいたします。

2ページですけれども、利用区分ごとの規模の目標ということで、まだ空白になっていて、これは埋められてくると思うのですけれども、この10年スパンでどのくらいの利用区分けの目標が推定されるのか、これをお聞きしたいと思います。パーセンテージでも結構ですので、どの程度の規模の目標値になるのかということをお聞きしたいと思います。

鈴木会長

長澤委員

それと、見直しの概要を読ませていただきまして、実は非常に総合計画の中にも、それから復興計画の中にも、やはりきちんと入りこんでいるという点では評価しております。ただし、これは今後の予定ですと、県議会で平成 25 年ですか、来年の 2 月で審議されて、その前に決定ということは 1 月ですね。福島県国土利用計画見直し案を決定ということになっておりますけれども、実は、現実、現場においては、このような施策とか措置とか、そういうようなものを待たないで、非常に土地を、津波に遭った人たちが、もう待ってられないと、集団移転、土地を示す市町村の案をのめない、なかなか合意形成できないということで、皆さんそれぞれ、勝手という言い方では大変避難者の皆様には酷なのですけれども、もう待てないということで、今、南相馬市では、皆さん個々人が土地を探して住宅建設に移行している、そういう方が多くございます。そういった場合は、こちらで書いてある避難民の避難地域が一体今後どうなるのか、市町村と津波被災者たちの住民懇談がやられているのですけれども、なかなか皆さんそれぞれの、津波に遭遇した人たちの思いが全く異なりますので、そういった中で、非常にばらばらになりつつあるということが現状です。

そういった場合に、見直しの概要が後手後手にならないようにしていただかないと、ますます住民の人たちは土地を求めて高台とか、つてを頼って新たな土地を求めるとか、そういった傾向に今結構入ってきていて、私の団地のところでも空いている土地はないかとかいわれております。それから、小さな家でもいい、仮設住宅はもう限度だということで、建設に入ってしまったということもございますので、そういった面では、現実とこの見直し案が決定されたことが、齟齬がないようにしていただきたいと思っております。

以上です。

ありがとうございます。

もうちょっとまとめてご意見を伺うことにします。要するに個別の土地取引という問題までこの県国土利用計画が全部掌握しきれない、個別の法律に基づいて動ける部分もあって動くのだと思いますので、そこいらの話はまた後ほどコメントをいただきます。

また、先ほどと同じように何人かの方からご意見を承ってからにしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。 よろしいですか。

では、今のご発言にお答えいただけますか。また、土地・水調整課長さんのところでお答えいただいて、ほかの関係部局でもご説明いただいたほうがよければ振ってください。お願いします。

今ほど規模の目標の件と、この方針が後手になるのではないかなというふうなお話でございますが、まず、規模の目標の考え方でございますけれども、これはそもそもこれまでの国土利用計画の推移という意味では、例えば高度成長の場合は、人口も増え、世帯数も増え、そして、人口移動もあり、それぞれの地域の中で、ひと言で言えば宅地、そういったものを求め、生活の質を高めるといような時代においては、そういった意味ではここでいうところの宅地を例えば農地とか森林とかそういったものをある程度少なくとも取り組んでいこうというふうな形

鈴木会長

土地・水調整課長

で規模の目標という形で設定することができた時代がありました。

その後、高度成長の時代も終わり、日本はある程度豊かになり、人口も減ってきているという意味からいきますと、人口減の時代、世帯減の時代、そういった段階で、今、この県の計画ができたのが平成 22 年、国の計画ができたのが平成 20 年という、そういった時代においては、人口減を想定し、生活の質を高めるといようなことを考えながらやってまいりましたけれども、それでも人口減、世帯減であっても、一戸建てが増えるとか、あるいは一戸部分の宅地面積が増えるとか、そういったことも考慮して、若干、農地あるいは森林、そういったところを犠牲にしても宅地を少し増やしましょうといようなことの結果が、先ほど説明した意味での現状とか推計も含めて、目標として設定されてきたというのがこれまでの規模の目標という形になります。今回は同じ手法をとりたいとは考えておるのですけれども、今回の双葉地方のような部分の端的に言えば宅地はどうするのか、あるいはその方々が、先ほど話題に出たような仮の町のような形で住む場所を新たに恒久住宅としてつくるような合意ができた場合にどうするのかといようなこと、そういったことを考慮した上である程度目標を設定したいとは考えております。ただ、中間整理（案）を出すのが来月ですので、どこまでそこがわかるかという部分もございますので、そういった意味では、ある程度わかる情報で、ある程度固まった部分をベースに推計したいと考えております。ただ、基本的にこの県国土利用計画というのは、今話したような、そういった合意をもとに、皆さんが、各市町村あるいは各地区が、同じ考え方のもとに進めていきましょうという合意の計画ですので、そういった意味で、ここに規模の目標というものを示したいと考えております。

もう一点、こういった計画をつくっても、既にいろいろな形で住む場所を求めて、この計画は全然役に立たないのではないかという、後手になるのではないかというご指摘だったかと思えます。そういう意味では、確かに方針を示して取り組むというのは理想かもしれませんが。

実は、津波と原発とでは時間差がございまして、津波については比較的、もう災害が過ぎ去っております。過ぎ去って、ではどうしようか、ここには住まないようにしましょうといことで、災害危険区域を設けて住めないようにしている。そのかわりに、別なところの宅地を開発しましょうという防災集団移転事業のような、あるいは災害復興住宅のような取組が今始まっている。ただ、その進度が各市町村を基本に進んでおりますけれども、その進度が皆さん、避難された方々の生活のライフスタイルの中で、遅すぎるというご指摘なのだと思いますが、それについては我々も今、市町村を先頭に、そういった住宅の確保についてはバックアップしているといような状況ですので、ご理解いただきたいと思えます。

もう一方の原子力災害地域につきましては、こういった方向でやっていきましょうという方針がまだ立たない状況にあります。というのも、津波ですともういったん過ぎ去った災害で、では、その後どうしようとすぐ切り替えていって、今の段階までようやく来たといところなのですけれども、原子力災害については、放射性物質の影響が土地利用に関してはなくなっていないので、そういった

意味では、津波に比較すれば、津波がまだ去っていないというような状況にあるのかなと考えています。

そういう意味で、津波という災害が去っていない、放射性物質の影響があって利用できない、ただ、それであっても、今、技術的な問題とか、あと、どういう形で利用していこうかという話し合いが今なされていると。段階的に失地回復をしていっているという段階だということで、まだ具体的にどういう形でどういう利用をしていこうかという合意が、まだ、今やっている最中といたしますが、まだベースとなる災害がまだ去ってはいませんが、合意を形成していく努力を今しているというふうにご理解いただければなと。そういう意味では非常にその部分は遅れていると思います。この計画を来月下旬に示す段階では、その部分まではフォローできないので、鈴木会長さんからのご提示もございますが、いわゆる暫定的な利用についてのマネジメントを、手順として何らかの形でこの計画で示すことはできないかというような、ちょっと難しい課題を今指摘されておりまして、検討している段階だということです。

説明が長くなりまして申し訳ありませんでした。

先ほど、いわきの鈴木さんからのお話がありましたけれども、仮設住宅だけではなくて、いわきに例えば移り住みたいという人をあてにした土地取引が非常に進んでしまっていて、もう既に、例えば中央台などには50戸、60戸規模の民間分譲団地がばらばらと建ち並んでいます。仮設住宅と隣接しているというところ、これからそういうところがたくさん出てくる可能性があります。

それから、三陸地域でも、先ほど言いましたけれども、高台移転だとか防災集団移転事業などを見込んで土地を買い占めようということが出ています。県の国土利用計画というのはそういう事態に対しては、ある意味では隔靴搔痒というか、実際にその土地利用を具体的に所有者との関係で進めようとする、この法律でがちがちにそこまで締められるかというとなかなかできないのです。それで、この2枚目の第4章のところの右のほうに、「県土利用の総合的マネジメントの推進」というところに新たにつけ加えているのですけれども、最初の黒ぼちに土地利用調整計画を策定するというのは、県が策定するのではなくて、市町村がこの土地利用調整計画を策定していくと、もう少し土地利用についての根拠ができる。これは数年前にこの提起をして、福島県の総合計画審議会でこういう方向をつくっていかないと国土利用計画に目標を実現する筋書き、あるいはソフトウェアとかそういう仕組みがないので、これを活用したらどうでしょうかというので、2～3年間かかってようやく福島県下で一つの自治体で出てきたのです。三春町です。これに2～3年かかりましたけれども、この三春町では土地利用調整計画ができて、三春町全体の土地利用について町民全体と所有権者がみんな合意した上で、そこで新しい開発行為ができたらどういうコントロールをするかという筋道を全部決めています。そういうところまでいかないと、実は抜本的には、今おっしゃったようなことができないのです。

そうすると、県がこういう音頭をとりながら、これは結構大変な作業です。土地利用調整計画をつくるのは、それを県が市町村の策定を支援するという枠組み

鈴木会長

を改めてこのところでやったらどうかということがようやくここに。数年前にもそれをやったのですけれども、福島県下でどのくらいだったかしら、名乗りを上げてくれた自治体なかったわけではないのですけれども、最終的には三春町だけがその計画を策定した。

だから、こういう緊急時に突然やっても無理なのです。緊急時はそれぞれ特別措置法みたいなもの、特措法のようなものが必要になって、平常時のそういう取組があることのほうが重要で、そういう枠組みをなぜ今まで考えてこなかったかなというのをやっぱり感じたりするのです。やっぱり緊急時の課題は、普段、足腰を強くしているから効いてくるので、今回そういうことも提起させていただいて、市町村に取り組んでいただく必要があるかなと思います。

ほかによろしいでしょうか。今回は、県国土利用計画と土地利用基本計画、そこいらについてはまだ課題を残しながら、中間段階の報告ということで紹介させていただきました。これも次回以降皆さんにお諮りするという、先ほど次回以降のスケジュールもお示しいただきましたので、今回は報告ということでとどめさせていただいて、今日出た意見をまた部会で詰めるということにさせていただくということでよろしいですか。

鈴木会長

(異議なし)

土地・水調整課長

では、この議事については一応区切らせていただいて、3のその他がございます。事務局のほうで何かございましょうか。

土地・水調整課です。

その他ということで、資料を参考資料ということでお手元にお配りしております。「復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について」という参考資料でございます。

これについては、復興特区制度によるものでございまして、簡単にご報告をさせていただきます。

お手元の資料の1番でございますが、復興特区制度の概要についてでございますけれども、この制度は昨年12月に施行されました「東日本大震災復興特別区域法」による制度でございます。これは、東日本大震災からの復興を円滑・迅速に進めるために、震災により一定の被害が生じた地方公共団体が復興特区法に基づく計画を作成し国が認定した場合などに規制・手続きの特例などが受けられる制度でございます。

その中には、ここに書いてありますように、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つの計画制度がございます。

2つ目の復興整備計画の策定によりまして、土地利用の再編に係る特例許可あるいは手続きの特例が受けられる制度でございます。

2番目といたしまして、復興特区制度による土地利用基本計画の変更手続きでございます。(1)が通常の流れを示しております。(2)が復興特区制度の特例による手続きの流れでございます。(1)の場合には、県総合計画審議会での審議、あるいは国土交通大臣との協議などを行いますけれども、(2)の復興特区制度による特例では、復興整備協議会でのワンストップによる協議が行われることとな

ります。

その際に、協議会に土地利用に関する学識経験者が加わることでされておりまして、先に開催されました相馬市復興整備協議会では当審議会の鈴木会長に出席していただき、ご審議いただきました。

次に、2ページ目をご覧ください。復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更の概要でございます。今回変更を行いました案件は、相馬市における防災集団移転促進事業による宅地整備に伴い、森林地域を縮小したものでございます。

の相馬市の細田地区におきましては、6月7日の相馬市復興整備協議会で協議されました。6月12日に計画が公表されておりまして、この手続きによりまして森林地域縮小に係る土地利用基本計画の変更がなされたところでございます。

の刈敷田地区におきましても、同様に7月27日に協議されまして、8月3日に公表され、変更されたところでございます。

関連する個別規制法の措置といたしましては、森林法に基づく地域森林計画対象民有林の区域の変更につきましても、この協議会で同時に協議が行われ、区域の変更が行われたところでございます。

3ページ目をご覧ください。五地域区分の変更概要でございます。土地利用基本計画には五地域ございまして、ここに書いている地域でございます。今回は、森林地域合計5haの縮小ということになります。先ほどの細田地区2ha、刈敷田地区3ha、合わせて5haということになります。

次に開いていただきまして、4ページ目と5ページ目をご覧くださいと、図の中の緑の線の区域が森林地域ということを示しておりまして、上は森林地域だけ、下が五地域全部入れたものという図でございますけれども、その部分の中央の黄色い部分で囲まれた2カ所が、今回、森林縮小となった範囲となります。4ページに行きますと、が細田地区、が刈敷田地区ということで、いずれも防災集団移転事業の実施によりまして森林地域が縮小しています。先ほどの話の続きになりますけれども、災害危険区域ということで、住むことを禁止された区域を設けたかわりに、それに代わる住宅地を開発しているということでございます。新地町・相馬市・いわき市、南相馬市も先日行いましたけれども、こういった復興特区制度による土地利用再編をスピーディに行うことによって事業を速やかに行き、住民の方々の将来設計、そういったものもできるように早く取り組みたいということで、それぞれの市町村あるいは県、国が協力して、今、事業を進めているという状況でございます。

土地利用基本計画の一部変更につきましては以上でございます。以上ご報告いたします。

ただいまの件は一応報告ということなのですが、この際、何かご質問をしたいことはございますか。津波災害地域だということがどんどん進んでいますが、よろしいですか。

それでは、これについては特にご質問等はないようですので、ご報告をいただいたということで閉じたいと思います。

私のほうが進行役を務めさせていただくのは以上ですが、あとは事務局のほう

鈴木会長

をお願いしてよろしいですか。ご協力どうもありがとうございました。

司 会

<閉 会>

以上をもちまして、福島県総合計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以 上)